24～27　［略］

28　届出に係るもとの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第１項又は第３項の規定により優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第４条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】

29～36　［略］

附則様式第３（附則第５条関係）

特　許 印　紙

（　　円）
【書類名】　実用新案登録願
【整理番号】
【特記事項】　平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】
　【出願日又は手続補正書提出日】
（【国際特許分類】）
【考案の名称】
【請求項の数】
【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】

24～27　［略］

28　届出に係るもとの実用新案登録出願において、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第１項又は第３項の規定により優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。最初の出願若しくはパリ条約第４条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】

29～36　［略］

附則様式第３（附則第５条関係）

特　許 印　紙

（　　円）
【書類名】　実用新案登録願
【整理番号】
【特記事項】　平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】
　【出願日又は手続補正書提出日】
（【国際特許分類】）
【考案の名称】
【請求項の数】
【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】